

## 令和7年度予算執行方針

### 【本市を取り巻く状況】

国においては、「こども未来戦略」に基づく子育て支援の本格的な実施など、複数年度で計画的に取り組むこととしている重要課題への対応のほか、「地方創生2.0」の実現に向けた地方創生交付金の倍増などに予算を重点的に配分するものとしています。

本市の令和7年度当初予算は、物価高に対応する中で、高校生世代の通院医療費の助成や、小・中学生の教材費等に対する支援などの子育てや教育施策をはじめ、医療・健康・高齢者福祉など社会保障施策における市民ニーズに対応するとともに、重点施策である防災対策や道路事業等の大型事業についても着実に実施するものとし、引き続き、安心安全なまちづくりを積極的に推進するものとしています。さらに、市制施行75周年を迎えるに当たり、市民とともに喜びを分かち合える各種イベントなどを実施します。

一般会計は4年連続で過去最大の規模となりましたが、歳出については、義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）が、前年度予算と比較し、約32億円、率にして10.7%増加し、歳出全体の43.9%を占めており、金額、率ともに増加幅が拡大している状況で、今後も義務的経費の増加傾向が続くことが見込まれます。一方で歳入については、市税収入は給与所得の増加や企業業績の好調により過去最高を見込むものの、予算編成においては、基金の繰入や市債の借入の増額に頼らざるを得ない状況です。

したがって、職員全体で、事業の見直し等によるコスト縮減、新たな財源の確保など、財政健全化の取組をより一層推進していく必要があります。

つきましては、こうした状況を各職員が認識し、新たな発想や創意工夫により質の高いサービスを提供するため、次に掲げる事項に留意の上、効率的で効果的な予算の執行をお願いします。

### 【留意事項】

- (1) 予算は貴重な税金等により賄われていることを自覚し、執行に当たっては積算を明確にすること。

(2) 経常経費が増加傾向であることを常に意識しながら、必要性や費用対効果を見極めるとともに、内容や規模等についても十分な検証を行い、次回予算編成時のスクラップに努めること。

(3) 予算が議会の議決により成立していることを常に念頭に置き、地方自治法や刈谷市予算決算会計規則等の関係法令に則り、厳正かつ適正な執行に努めること。

(4) 業務執行において、最少の経費で最大の効果が得られるよう、柔軟かつ斬新な発想のもとで新たな挑戦を行っていくとともに、kintoneやChatGPT等の活用や、他自治体のデジタル化による業務改善事例等も参考に積極的にDXの推進を図り、市民サービスの「品質」や「生産性」を向上させること。

(5) 予算執行時に事業内容の変更等が必要となった場合は、必ず事前に財務課財政係（以下「財政係」という。）に相談すること。

また、入札差金等については、他の事業等に流用することなく、不用額とし、残金を活用する場合は、必要性や根拠等を対外的にも説明できるよう精査した上で、必ず事前に財政係に相談すること。

(6) 国・県等における制度改正等の動向に細心の注意と積極的な情報収集に努め、財政係ほか関連部署との情報共有を図ること。

(7) 各事業において、地方創生交付金をはじめ、国・県等の補助制度の運用実態を十分に把握し、事業の組立てや執行方法の工夫等により積極的な活用に努めること。

また、補助金等の特定財源が減額される見通しとなった場合は、速やかに財政係に報告し、原則として当該事業は執行停止とする。ただし、やむを得ない理由により事業を継続する場合及び収入時期等に重大な変更が生じた場合は、他の財源（市債等）について、財政係と調整すること。

(8) 国・県において市が実施主体となる補助事業を実施すると思われる情報や動向（実態調査等）を把握した場合は、速やかに財政係との情報共有を図り、近隣自治体の動向や既に実施している自治体に係る情報収集を行うこと。

(9) 1者による随意契約は、理由を明確にし、仕様書、設計書を十分精査するとともに、競争入札等の可能性を検討すること。

(10) 事業の年度内完了に努めるとともに、やむを得ない理由により、年度内

に事業が終わらない見込みのものは、事前に財政係に報告し、3月補正予算の締切日までに繰越明許の手続をとること。

- (1 1) 各所属長は、財務会計システムの「所属別事業別歳出一覧表」等により、各事業の執行状況及びその見通しを定期的に把握すること。
- (1 2) 工事の施工時期の平準化や事業計画の見直し等に伴い、必要となる事業に係る予算については、事前に財政係に相談の上、補正予算による対応を積極的に検討すること。この場合において、当該事業に係る次年度の当初予算編成に当たっては、当該補正予算による対応分を除いた規模とすること。
- (1 3) 公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価又は建築保全業務労務単価の見直しなどにより、委託や工事に係る経費の増額が見込まれるため、執行状況に留意すること。
- (1 4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）の規定に該当する契約等を行う場合は、議決に向けた事務手続等を確認して、予算要求や契約事務等を適切に行うこと。